

インターネットにおける 人権侵害について

令和3年10月

(通信関連4団体) 違法情報等対応連絡会 主査
プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会 顧問

桑子 博行

世界中から情報入手

世界の人と
コミュニケーション



宿泊や交通機関の予約

インターネットで 広がる世界

音楽・ビデオ・ゲームも
楽しめる



ショッピングや
オークション



情報発信の主人公



居場所・安否確認

参考：日本におけるインターネットの歴史

- 1984 日本におけるインターネットの始まり（実験的に大学を結ぶ）
- 1992 インターネットサービスプロバイダ（ISP）がサービスを開始
- 1993 郵政省によりインターネットの商用利用が許可され、ISP事業などの実施が可能に
- 1994 日本で初めてのダイヤルアップIP接続サービスを開始
- 1999 ADSLが登場 携帯電話のインターネットサービスが開始
- 2000 「Google」が日本語による検索サービスを開始
- 2003 家庭向けの光回線が登場
- 2004 日本におけるSNSの誕生（mixi、Amebaブログ、GREE）
- 2005 動画共有サイト「YouTube」がサービス開始
- 2008 「iPhone」が発売 「Facebook」、「Twitter」がサービスを開始
- 2010 「iPad」が発売
- 2012 「LINE」がサービス開始
- 2014 「LINE」の日本における利用者数が5000万人を突破
- 2015 「Apple Watch」が発売

（JPNIC、DigitalArts等の資料から作成）

参考：スマートフォン(スマホ)が世界変えた

スマートフォン「iPhone」が発売から10周年を迎えた。

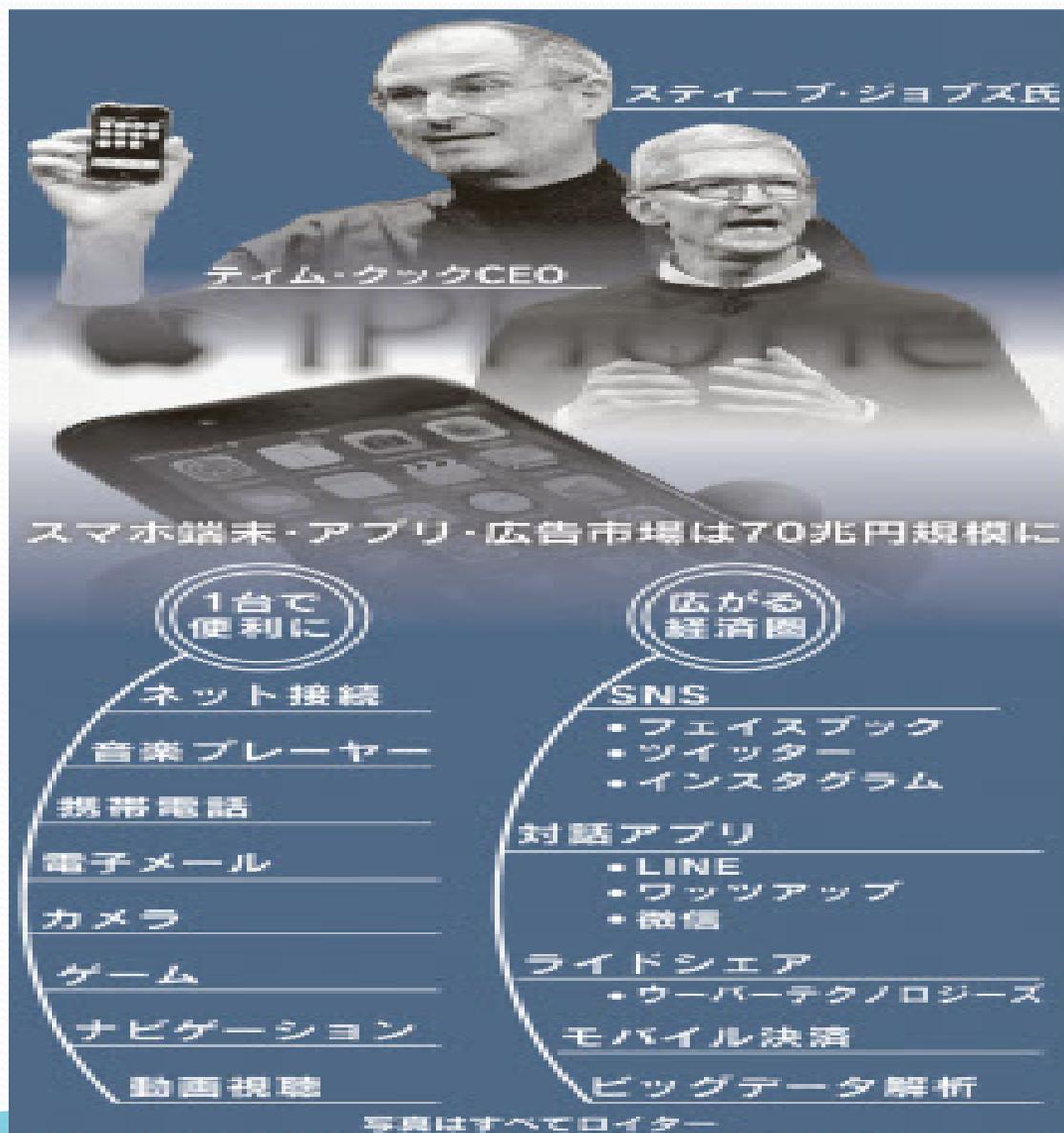
。。。。。

スマホは肌身離さず持ち歩くため滞在位置、移動、撮影した画像などのデータが集まる。

極限までの詳細な個人情報を土台に広告やコンテンツを狙った相手に届ける精度が飛躍的に上がった。

(2017年7月1日

日本経済新聞・記事より抜粋)



⇒ 1. ネットの現状と誹謗中傷

2. インターネット上の違法・有害情報対策の取り組み
3. プロバイダ責任制限法・関係ガイドラインについて
4. プライバシー等をめぐる動きなど
5. SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)について
6. インターネットによる情報発信について
7. ネットに関する相談体制など
8. まとめ・ネット社会の課題

1. ネットの現状と誹謗中傷

令和3年版 情報通信白書から

主な情報通信機器の保有状況・世帯（数字は2020年時点）

・モバイル端末全体	96.8%
・スマートフォン	67.6%
・パソコン	70.1%
・固定電話	68.1%

- ・テレビ（リアルタイム）視聴時間（平日1日あたり） 161分 ※令和2年版から
- ・インターネット利用時間（平日1日あたり） 126分

- 2000年以降、テレビの視聴時間は全体で緩やかに減少。他方、インターネットの利用時間は大幅に増加し、特に20代ではテレビ視聴時間と逆転。
- インターネットでは「自分に近い意見に偏って接するため、世論の二極化が進んでいる」という議論があるが、ネットメディアはむしろ人々を穏健化させるとの研究結果もある。

あおり運転デマ

- 2019年8月に茨城県の常磐自動車道で男性会社員があおり運転を受けた後に殴られるという事件が発生。加害者の車に同乗していた女性は、加害者が暴行する様子を携帯電話で撮影しており、この時の映像がテレビ等で放送され話題となった。
- 報道によると、サングラスや服装が似ているという理由で、無関係の女性があおり運転を行った車に同乗していた女性であるというデマがインターネット上で多く投稿・拡散され、無関係の女性の実名やSNSのアカウントが特定され、事件とは無関係であるにもかかわらず、女性のSNSには「自首して」などという投稿が相次いだ。

(2019年8月24日 読売新聞 朝刊39面ほか)

芸能人への誹謗中傷

- 2020年5月、人気リアリティー番組に出演していたプロレスラーの方が、番組内での言動を巡ってSNS上で誹謗中傷を受け、亡くなった。
- 報道によると、SNS上では、「早く消えてくれよ」「吐き気がする。」など、中傷する書き込みが複数されていたという。

(2020年5月25日 毎日新聞 朝刊22面ほか)

コロナ陽性者への誹謗中傷

- 7月29日、岩手県で初めて新型コロナウイルスの感染者が確認されたところ、感染者の勤め先やネット上には、(感染者に対して)「危機管理ができていない」や、「岩手県に帰ってくるな」といった趣旨の中傷や差別発言が相次いだ。達増拓也知事は31日の会見で、感染者へのバッシングが懸念されることについて、「犯罪にあたる場合もある。厳格に臨む意味で、(中傷に対しては)鬼になる必要がある」と強調した。

(2020年8月1日 朝日新聞デジタルほか)

- 帰省先の山梨県内で新型コロナウイルス感染が確認された後、東京都内の自宅に帰った女性の名前や勤務先がSNS上に書き込まれた。勤務先と名指しされた企業は「事実無根の情報が流されている」とホームページに掲載した。

(2020年5月8日 朝日新聞デジタル)

参考： ネット上の誹謗中傷、なぜ起きるのか

ネットの現状

- ✓ ネット上で批判の炎が大きくなっている
- ✓ ネットでは自分と違う立場の人間を徹底的に排除する動きが激しくなっている

ネットでの言論はなぜ激しくなりがちなのか？

- ・ ツイッターでは価値観の近い人をフォローすることが多く、異なる価値観にふれにくい
- ・ 怒りや嫌悪の感情が連鎖して拡大していく
- ・ 自分の正義が絶対だと思うのは危険で、自分の怒りを分析し、その正当性を疑う努力が必要では

(2020. 9. 3 朝日新聞／坂爪真吾氏コメントから)

インターネット上の人権侵害の特徴

- ✓加害の容易性 誰でも簡単に書き込みができる。また、デジタルデータであるため、コピーや画像の合成も簡単にできる。
- ✓匿名性 匿名での書き込みが可能のため、内容が悪質なものになったり、根拠がない情報が流布されやすい。また、すぐに加害者を特定することが困難であり、被害者の精神的な不安や負担が大きい。
- ✓被害の拡散性 いったんネット上に掲載されると、世界中から閲覧可能になる。また、SNS等で拡散したり、別サイトにコピー・転載されたりして、短期間に広がることもある。
- ✓被害回復の困難性 情報の発信者・サイト管理者が特定できないなど、削除要請が困難な場合もある。削除されない情報は半永久的に掲載される。

(出展：京都府作成資料「インターネットと人権の話」 6 ページ)

参考：「いじめ加害者」ネットで仕立てられた高校生のケース

「僕は、いじめの加害者じゃない」。。。。。

高校2年の男子生徒（16）が、女子中学生をいじめた「加害者」にネット上で仕立てられ、実名や顔写真をさらされた。「面識もないのにどうして。。。。。」
デマの投稿の責任を問うため、東京地裁に訴訟を起こした。

デマ投稿の経緯

- ・週刊誌のデジタル版記事がきっかけ 女子生徒が亡くなる前にいじめを受けたと報じたなかで、いじめの加害者を「A子」「B男」「C男」と匿名で記した。
- ・直後から加害者の割り出しがネットで始まり、主犯格のC男は「駅前にある自動車販売店の息子」と
- ・デマの投稿により、いつのまにかC男と「特定」された。
- ・中学校も違う男子生徒は「女子生徒に会ったことがない。。。。。」

- ・デマは広まり、男子生徒の実名に加え、住所や顔写真、電話番号までツイッターにさらされた。
- ・「こいつで確定」「地獄に落ちな」などの投稿があふれ、男子生徒のSNSには「警察行け、人殺し」「早く自首しろ」のメッセージが届く。
- ・自動車販売店にも「（息子が）犯人だろ」「死ね」などの電話が相次ぐ。

デマ投稿 責任問い提訴

- ・6月7日、デマ投稿の発信者を特定するため、ツイッター社に開示を求める訴えを起こした。
- ・損害賠償の請求や刑事告訴も検討している。
- ・男子生徒は、いまでも友達と気軽に遊びに行けない。
- ・一部の投稿者からは謝罪があったが「根拠のない情報を書かないでほしかった。デマは消せない。せめて責任をとってほしい。。。」

（2021. 7. 2 朝日新聞記事から抜粋・作成）

参考：「ニコ動」投稿 削除命じる 「差別流布」申し立てで

特定の地区を撮影した動画の投稿をめぐり、〇〇県〇〇などが「被差別部落と流布するなど差別的な視点から拡散され、名誉やプライバシーを侵害された」として、動画投稿サイト「ニコニコ動画」の運営会社（東京）に動画の削除を求める仮処分を申し立て、〇〇地裁〇〇支部が削除を命じる決定を出した。

2月9日に仮処分決定が出された後、動画は削除されたという。

20分程度の動画で、地区内の公民館や民家、歩行者らが映っていた。

。。。個人名が分かる場面もあった。。。。

法務省人権擁護局の担当者は「特定の地域を同和地区である、またはあったと指摘する情報を公にすることは人権擁護上許されず、原則として削除対象とすべきだ」という考えだと説明する。

従来は差別の助長・誘発を目的とする場合に限って削除を要請するとしていたが、2018年末の通知で、目的に関係なく、特定の地域を同和地区であると明示していれば原則、削除を要請することとした。

（2021. 6. 1 朝日新聞記事から抜粋）

目次

1. ネットの現状と誹謗中傷

⇒ 2. インターネット上の違法・有害情報対策の取り組み

3. プロバイダ責任制限法・関係ガイドラインについて

4. プライバシー等をめぐる動きなど

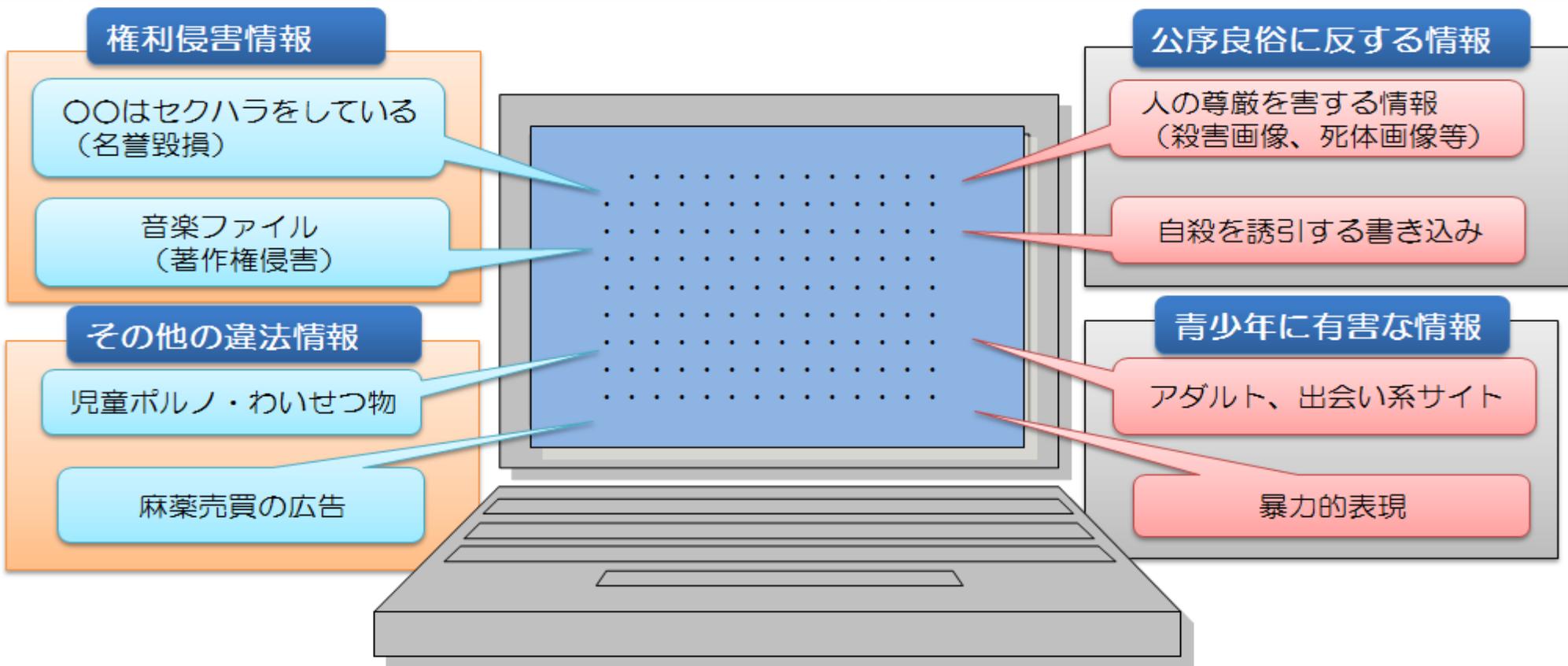
5. SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)について

6. インターネットによる情報発信について

7. ネットに関する相談体制など

8. まとめ・ネット社会の課題

インターネット上の違法・有害情報



- 権利侵害情報・その他の違法情報・・・・・・・・・・発信者に法的責任あり
- 違法ではない情報・・・・・・・・・・・・・・・・・・発信者に法的責任なし

プロバイダ等による自主規制

違法有害情報対策の基本的な視点

● 憲法

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

● 電気通信事業法

第4条 電気通信事業者の取扱中に係る通信の秘密は、侵してはならない。

第179条 電気通信事業者の取扱中に係る通信（略）の秘密を侵した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 電気通信事業に従事する者が前項の行為をしたときは、三年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。



・表現の自由の保障
・通信の秘密の確保



・被害者の救済
・情報流通の適正さの維持確保

<バランス>



インターネット上の違法有害情報対策の基本的な視点

通信業界における違法・有害情報対策の取り組み

総務省「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する研究会」報告書より作成

①権利侵害情報

- 権利侵害情報（名誉毀損、知的財産権侵害等）の削除に関する法的責任の整理
- 権利侵害情報か否かの判断を支援する行動指針

○プロバイダ責任制限法
○関係ガイドライン

違法な情報

- 削除に関する法的責任の整理
 - ➡ 責任なし
- 違法か否かの判断を支援する方策
 - ➡ 「警察等からの削除依頼に基づく削除手続」に関する指針の策定により削除を支援

インターネット上の違法な情報への対応に関するガイドライン

②その他の違法な情報

③公序良俗に反する情報

- 削除に関する法的責任の整理
 - ➡ 契約に基づく場合は責任なし
- 公序良俗に反するか否かの判断を支援する方策
 - ➡ 「業界団体のモデル約款に公序良俗違反の情報を例示列挙する」等により削除を支援

違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項

違法でない情報

- 有害か否かは受信者により異なるため、削除に関する法的責任を一律に整理することは困難
 - ➡ 受信者によるフィルタリング利用を促進するため、「プロバイダによるフィルタリングサービス提供の在り方」を検討

フィルタリング普及啓発アクションプラン

④青少年に有害な情報

インターネット上の違法な情報への対応に関するガイドライン

(平成18年11月策定、平成26年12月最終改訂)

- 違法な情報に関する判断基準や、警察等の第三者機関による違法性の判断を経て行う対応手続きなどを取りまとめ

○電子掲示板の管理者等による違法な情報への対応

- 1 わいせつ関連法規
- 2 薬物関連法規
- 3 振り込め詐欺関連法規
- 4 貸金業法関連法規
- 5 その他の法規

電子掲示板の管理者等
自らが違法性を判断



送信防止措置等の対応

○第三者機関による違法性の判断を経て行う違法な情報への対応

警察機関 又は 厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策関係機関 および
インターネット・ホットラインセンター

○書式

- 警察機関からの送信防止措置依頼
- 厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策関係機関からの送信防止措置依頼
- ホットラインセンターからの送信防止措置依頼

違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項

本モデル条項は、電子掲示板の管理者やインターネットサービスプロバイダ等が自らの提供するサービスの内容に応じて、自らが必要とする範囲内で契約約款に採用していただくことを目的としています。

第1条（禁止事項）

契約者は、本サービスを利用して、次の行為を行わないものとします。

- (1) 当社もしくは他者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
 - (2) 他者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
 - (3) 他者を不当に差別もしくは誹謗中傷し、他者への不当な差別を助長し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
 - (4) 詐欺、規制薬物の濫用、児童売買春、預貯金口座及び携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれの高い行為
 - (5) わいせつ、児童ポルノもしくは・・・
：
- (20) その他、公序良俗に違反し、または他者の権利を侵害すると当社が判断した行為

第2条（契約者の関係者による利用）

第3条（情報等の削除等）

第4条（児童ポルノ画像のブロックング）

第5条（青少年にとって有害な情報の取扱について）

第6条（連絡受付体制の整備について）

第7条（利用の停止）

第8条（当社からの解約）

第9条（関連法令の遵守）

（注）「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項の解説」も策定

参考： 契約約款モデル条項 第1条 禁止事項

- (1) 当社もしくは他者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- (2) 他者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- (3) 他者を不当に差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、他者への不当な差別を助長し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
- (4) 詐欺、児童売買春、預貯金口座及び携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれの高い行為
- (5) わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待に相当する画像、映像、音声もしくは文書等を送信又は表示する行為、またはこれらを収録した媒体を販売する行為、またはその送信、表示、販売を想起させる広告を表示または送信する行為
- (6) 薬物犯罪、規制薬物、指定薬物、広告禁止告示品（指定薬物等である疑いがある物として告示により広告等を広域的に禁止された物品）もしくはこれらを含むいわゆる危険ドラッグ濫用に結びつく、もしくは結びつくおそれの高い行為、未承認もしくは使用期限切れの医薬品等の広告を行う行為、またはインターネット上で販売等が禁止されている医薬品を販売等する行為
- (7) 販売又は頒布をする目的で、広告規制の対象となる希少野生動植物種の個体等の広告を行う行為
- (8) 貸金業を営む登録を受けないで、金銭の貸付の広告を行う行為
- (9) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、またはこれを勧誘する行為
- (10) 当社の設備に蓄積された情報を不正に書き換え、または消去する行為
- (11) 他者になりすまして本サービスを利用する行為
- (12) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信または掲載する行為
- (13) 無断で他者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、または社会通念上他者に嫌悪感を抱かせる、もしくはそのおそれのあるメールを送信する行為
- (14) 他者の設備等またはインターネット接続サービス用設備の利用もしくは運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為
- (15) 違法な賭博・ギャンブルを行わせ、または違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為
- (16) 違法行為（けん銃等の譲渡、銃砲・爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等）を請負し、仲介しまたは誘引（他人に依頼することを含む）する行為
- (17) 人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上他者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為
- (18) 人を自殺に誘引または勧誘する行為、または第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為
- (19) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様又は目的でリンクをはる行為
- (20) 犯罪や違法行為に結びつく、またはそのおそれの高い情報や、他者を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定の者をして掲載等させることを助長する行為
- (21) その他、公序良俗に違反し、または他者の権利を侵害すると当社が判断した行為

契約約款モデル条項 第1条 禁止事項(3)差別・誹謗中傷 の解説から

違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項の解説 より抜粋

第1条（禁止事項）

(3) 他者を不当に差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、他者への不当な差別を助長し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為

- ・具体的には、特定の個人の名誉を損なう内容や侮辱する内容の文章等をホームページ等に掲載する行為、国籍、出身地等を理由とした他者に対する不当な差別を助長する等の行為がこれに該当します。
- ・名誉毀損に当たるかどうかについての詳細は、「プロバイダ責任制限法名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」を参照してください。<http://www.telesa.or.jp/consortium/provider>
- ・他者に対する不当な差別を助長する等の行為には、以下が含まれます。
 - 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」(※)を含むいわゆるヘイトスピーチ
 - 不当な差別的取扱いを助長・誘発する目的で、特定の地域がいわゆる同和地区であるなどと示す情報をインターネット上に流通させる行為

※「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」において定義されており、このような差別的言動のない社会の実現が同法の基本理念とされています。

目次

1. ネットの現状と誹謗中傷
2. インターネット上の違法・有害情報対策の取り組み
- ⇒ 3. プロバイダ責任制限法・関係ガイドラインについて
4. プライバシー等をめぐる動きなど
5. SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)について
6. インターネットによる情報発信について
7. ネットに関する相談体制など
8. まとめ・ネット社会の課題

「プロバイダ責任制限法」※について

- ◆ インターネット上のホームページや電子掲示板において、名誉毀損、プライバシー侵害、著作権侵害など、特定の者の法益が侵害される情報が流出した際に、
 - ① 電子掲示板の運営者（プロバイダ等）が当該情報を削除等しても（しなくても）免責される基準を明確化
 - ② 被害者が、電子掲示板等の運営者（プロバイダ等）に対し、匿名で当該情報を発信した者の氏名、住所等の情報の開示を求めることができる権利を創設したもの

※正式名称…特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成14年5月27日施行）

違法情報の削除(法 第3条)



<被害者に対する責任>

- ① 他人の権利が侵害されていることを知っていたとき
- ② 通常の注意を払っていれば、他人の権利が侵害されていることを知ることができたとき 客観的に考えられるとき

以外は削除しなくても免責

プロバイダ等による対応

削除せず

削除

<発信者に対する責任>

- ① 他人の権利が侵害されていると信じるに足る相当の理由があったとき
- ② 削除の申し出があったことを発信者に連絡して7日以内に反論がない場合

は削除しても免責

発信者情報開示の概要(法 第4条)

(開示の条件)

- ①請求をする者の権利が侵害されたことが明らかであること
- ②損害賠償請求権の行使のために必要である場合その他開示を受けるべき正当な理由があること

特定電気通信役務提供者
(プロバイダ等)



[発信者の意思の確認]

* 開示に応じないことによる損害は、
故意または重過失がなければ免責

開示しない場合

被害者

(侵害されたとするもの)

裁判所



発信者

(開示請求の訴え)

「プロバイダ責任制限法関係ガイドライン」について

名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン(平成14年5月)

<平成30年3月改訂>

- インターネット上で名誉毀損・プライバシー侵害があった場合に関し、被害者や法務省人権擁護機関等からプロバイダ等への削除要請の統一的手順・様式について記載。

著作権関係ガイドライン(平成14年5月)

- インターネット上で著作権侵害があった場合に関し、権利者からプロバイダ等への削除要請の統一的手順・様式、信頼性確認団体を通じた削除の申出のスキーム等について記載。
- 法施行以降平成29年5月末までに、JASRACから約100万件を超える削除要請があり、そのほとんどがプロバイダ等により措置されている。

商標権関係ガイドライン(平成17年7月)

- インターネットオークション等で商標権侵害があった場合に関し、商標権侵害の具体例、ネットオークション事業者等への削除要請の統一的手順・様式、信頼性確認団体を通じた削除の申出のスキーム等について記載。

発信者情報開示関係ガイドライン(平成19年2月)

<平成30年2月改訂>

- インターネット上で権利侵害があった場合に関し、被害者等からプロバイダ等への発信者情報開示請求の統一的手順・様式及びプロバイダ等における発信者情報を開示できる場合を可能な範囲で明確化した判断基準について記載。

名誉毀損・プライバシー関係ガイドラインについて

名誉毀損・プライバシー関係ガイドラインの構成

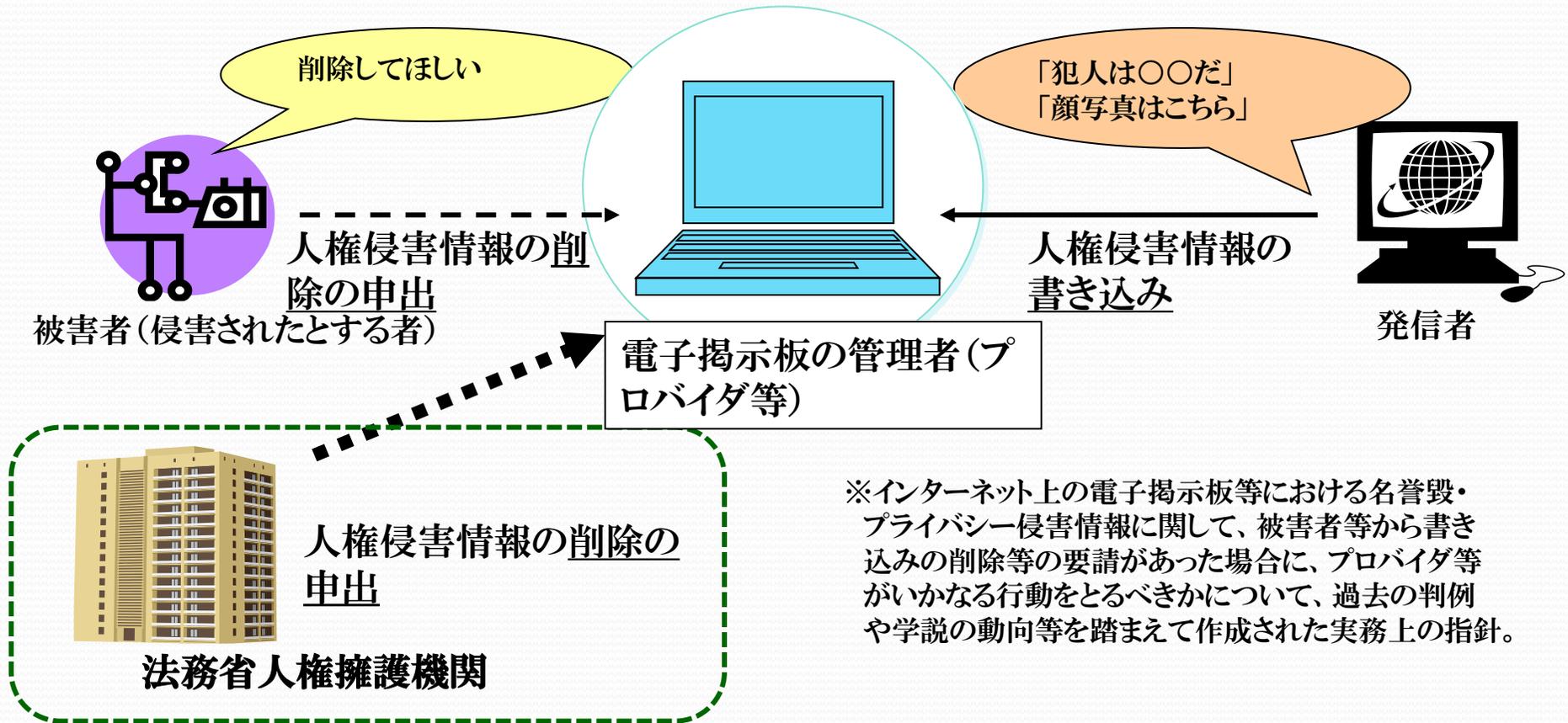
初版	平成14年 5月
第2版	平成16年10月
第3版	平成23年 9月
第4版	平成30年 3月

- I ガイドラインの目的及び範囲
- II 送信防止措置の判断基準
 - ・ プライバシー侵害
 - ・ 名誉毀損
- III 送信防止措置を講じるための対応手順
- IV 参考書式
 - ・ 侵害情報の通知書 兼 送信防止措置依頼書

別冊 **判例要旨** (第4版で大幅に改訂)

- ・ **プライバシー編** 60 判例要旨
- ・ **名誉毀損編** 42 判例要旨

名誉毀損・プライバシー関係ガイドラインの改訂(平成16年10月)



- ① (これまで被害者のみであった) 削除要請の主体に、法務省人権擁護機関(法務省人権擁護局、各法務局・地方法務局長)を追加
- ② 法務省人権擁護機関からの削除要請の様式を追加

侵害情報の通知書兼送信防止措置の書式

名誉毀損・プライバシー侵害に対する本人からの依頼書

至 [特定電気通信役務提供者の名称] 御中

[権利を侵害されたと主張する者]

住所

氏名 (記名)

連絡先(電話番号)

(e-Mailアドレス)

印

侵害情報の通知書 兼 送信防止措置依頼書

あなたが管理する特定伝記通信設備に掲載されている下記の情報の流通により私の権利が侵害されたので、あなたに対し当該情報の送信を防止する措置を講じるよう依頼します。

記

掲載されている場所	URL : その他情報の特定に必要な情報 : (掲示板の名称、掲示板内の書き込み場所、日付、ファイル名等)
掲載されている情報	例) 私の実名、自宅の電話番号、及びメールアドレスを掲載した上で、「私と割り切ったおつきあいをしませんか」という、あたかも私が不倫相手を募集しているかのように装った書き込みがされた。
侵害情報等	侵害されとする権利 例) プライバシーの侵害、名誉毀損
	権利が明らかに侵害されたとする理由 (被害の状況など) 例) ネット上では、ハンドル名を用い、実名及び連絡先は非公開としているところ、私の意に反して公表され、交際の申込やいやがらせ、からかいの迷惑電話や迷惑メールを約〇〇件も受け、精神的苦痛を被った。

私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律 概要

1 目的(第1条)

- ①私事性的画像記録の提供等の処罰
- ②プロバイダ責任制限法の特例
- ③被害者に対する支援体制の整備 等

個人の名誉・私生活の平穩の侵害による
被害の発生・拡大を防止

2 定義(第2条)

- 「私事性的画像記録」(電子情報)・「私事性的画像記録物」(有体物)
=①～③のいずれかに掲げる人の姿態が撮影された画像(※)に係る記録・物
※本人が第三者に見られることを認識した上で撮影を許可した画像(アダルトビデオ・グラビア写真等)を除く

★児童ポルノ禁止法の「児童ポルノ」の定義に倣ったもの

- ①性交又は性交類似行為に係る人の姿態
- ②他人が人の性器等を触る行為又は人が他人の性器等を触る行為に係る人の姿態であって性欲を興奮させ又は刺激するもの
- ③衣服の全部又は一部を着けない人の姿態であって、殊更に人の性的な部位が露出され又は強調されているものであり、かつ、性欲を興奮させ又は刺激するもの

3 罰則(第3条)

(1) 公表罪

※いずれも親告罪・国民の国外犯処罰

第三者が撮影対象者を特定することができる方法で、私事性的画像記録(物)を不特定若しくは多数の者に提供し、又は公然と陳列した者
⇒3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

(2) 公表目的提供罪

(1)の行為をさせる目的で、私事性的画像記録(物)を提供した者
Ex. LINE等によって拡散目的で特定少数者に提供 ⇒1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

4 プロバイダ責任制限法の特例(画像の削除)(第4条)

【現状】

- ◎違法性が明らかな場合など ⇒ガイドラインや契約約款により即時削除
- プロバイダ等が権利侵害を判断できる場合 ⇒即時削除(法3条2項1号により免責)
- △プロバイダ等が権利侵害を判断できない場合
⇒①被害者から削除申出→②発信者に対して削除に同意するか照会
→③7日経過しても不同意の申出がない→④削除(法3条2項2号により免責)

私事性的画像記録に係る情報の流通による名誉又は私生活の平穩の侵害につき、
③の7日を2日に短縮する特例(被害者死亡の場合には遺族が申出可)

★公職の候補者等に係る特例を参考にしたもの

プロバイダ責任制限法の一部を改正する法律の概要

○改正の概要

インターネット上の誹謗中傷などによる権利侵害について、より円滑な被害者救済を図るため、発信者情報開示について新たな裁判手続（非訟手続）を創設するなどの制度的見直しを行う。

1. 新たな裁判手続の創設
2. 開示請求を行うことができる範囲の見直し
3. その他

○改正法の構成

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 損害賠償責任の制限（第三条・第四条）

第三章 発信者情報の開示請求等（第五条—第七条）

第四章 発信者情報開示命令事件に関する裁判手続（第八条—第十八条）

附則

プロバイダ責任制限法・改正法の概要

新たな裁判手続の創設

(1) 現行法の課題

- ・ 発信者を特定するために、①コンテンツプロバイダから仮処分決定によりIPアドレス等の開示を受け、それにもとづき、②アクセスプロバイダに対して開示請求訴訟を提起するという2回の裁判をする必要
- ・ プロバイダが保有しているIPアドレスの保存期間を過ぎ、消去されてしまう問題

(2) 改正法では、以下の3つの命令を求める申立てを一体的な手続として取扱い発信者を特定すべく、新たな裁判手続が創設された

① 発信者情報開示命令 (新8条)

- ・ 現行の発信者情報開示を命ずる裁判に相当する

② 提供命令 (新15条)

- ・ 裁判所がコンテンツプロバイダに対し、アクセスプロバイダに関する情報を請求者に提供するように命ずるもの

③ 消去禁止命令 (新16条)

- ・ 開示が求められている発信者情報の消去禁止を命ずるもの

目次

1. ネットの現状と誹謗中傷
2. インターネット上の違法・有害情報対策の取り組み
3. プロバイダ責任制限法・関係ガイドラインについて
- ⇒ 4. プライバシー等をめぐる動きなど
5. SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)について
6. インターネットによる情報発信について
7. ネットに関する相談体制など
8. まとめ・ネット社会の課題

プライバシー等をめぐる動き(1)

✓ GAFA(グーグル、アップル、フェイスブック、アマゾン)への監視の目

EUや米国を中心にIT巨人に対する規制

- ・個人情報保護 データの流出、GDPRなど規制強化
- ・独占禁止法 データ搾取、データ悪用
- ・デジタル課税 追徴課税など

✓ 「ゲーム障害」 世界保健機関(WHO)、新たな依存症に認定(2019年5月)

WHOが示したゲーム障害の主な診断基準

- ①ゲームをする時間や頻度を自分でコントロールできない
- ②日常生活でゲームを他よりも優先させる
- ③生活に問題が生じてもゲームを続け、エスカレートさせる

✓ フランス、インターネット上のヘイトコンテンツ対策法

- 法案が議会で可決後に、憲法評議会にて違憲とされ、多くの条文を削除し、2020年6月に公布・施行

プライバシー等をめぐる動き(2)

✓ SNS投稿に関する多くの利用者の思いとして

誰でも 注目されたい／認められたいという欲求はある

また、他人の楽しそうな投稿に嫉妬する人も

いつでも簡単に発信できるデバイスの進化が拡散などの原因に？

✓ ツイッター 誤った情報の投稿は拡散速度が速い

誤った情報のニュースは、正しいニュースより20倍も速く拡散する

(米マサチューセッツ工科大学のチームが、科学雑誌サイエンスに2018年3月に発表)

ネット上には偽の情報があふれており、情報の真偽を見分ける力が大切

フェイクニュースにだまされないためには

- ①最初に目についた情報をうのみにしない
- ②信頼できるソースなのか、誰が情報発信源なのか意識する
- ③一手間かけてその情報の周辺を検索し他の情報源にもあたってみる
- ④拡散する前に自分で情報の真偽を確かめる意識をもつ

ネット社会における「表現の自由」について

日本国憲法 第二十一条

- 1 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。
- 2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

○ネットの利用は、表現行為そのもの

ブログや各種のSNS、イラストや写真を投稿するときも

○表現の自由には、知る権利の側面も

自由に情報を受けとり、または情報の公開を求める権利も

○表現の自由は重要な権利であるが、無制限の権利ではない

相互にぶつかり合うことを調整する工夫が必要に（公共の福祉）

○表現の自由が制約されるケースは

プライバシー権（私生活に関する情報をみだりに開示されない権利）

- ・ 個人情報ネット上に勝手に記載するとプライバシー侵害に

名誉権（人が社会において評価を保つための権利）

- ・ 表現行為によって、人の社会的評価を低下させる内容を明らかにすると、名誉毀損に（内容が真実であっても名誉毀損は成立する）

参考： 暴言や脅迫、差別的言動に対するTwitterのポリシー

暴言や脅迫、差別的言動に対するTwitterのポリシー(抜粋)

ヘイト行為: 人種、民族、出身地、社会的地位、性的指向、性別、性同一性、信仰している宗教、年齢、障害、深刻な疾患を理由とした他者への暴力行為、直接的な攻撃行為、脅迫行為を助長する投稿を禁じます。

基本原則

Twitterは、利用者がTwitterで攻撃的な行為を受けるならば、表現の自由が脅かされると認識しています。

Twitterは、嫌悪、偏見、不寛容に基づく攻撃的な行為のうち、とりわけ歴史的に非主流派の人々を沈黙させようとする攻撃に対する取り組みを進めています。このため、Twitterは、一部の国や地域で規定されている保護対象のカテゴリーに属する個人への攻撃的な行為を禁じています。

Twitterでヘイト行為に対するポリシーに違反すると思われる行為を目にした場合は、[Twitterにご報告ください](#)。

適用範囲

✓ 強烈な身体的脅迫

Twitterは、特定可能な標的に対する、強烈な身体的脅迫を伴うコンテンツを禁止しています。強烈な身体的脅迫とは、「殺してやる」などの言葉で、個人に重篤かつ持続的な身体的危害を加え、死に至らしめるか、重傷を負わせる意図の表明のことです。

✓ 個人または特定の集団が深刻な損害を被ることを願う、希望する、または要求する

✓ 大量殺人、暴力事件、または法的または社会的に守られるべき特定の集団が標的または被害者となる具体的な暴行をほのめかす発言

✓ 法的または社会的に守られるべき特定のカテゴリーを標的とする扇動

法的または社会的に守られるべき特定のカテゴリーに属する人々に対する暴力を扇動することを意図したコンテンツは、個人または特定の集団が深刻な損害を被ることを願う、希望する、または要求するで禁止されています。

✓ 中傷、悪口、人種や性差別的発言など、他者の尊厳を低下させる内容を繰り返す行為や、それらによって相手の品位を損なうような投稿

✓ 宗教、社会的地位、年齢、障害、深刻な疾病、出身地、人種、民族を理由に特定の集団を非人間的に扱う行為も禁止しています。

✓ ヘイト表現を伴う画像

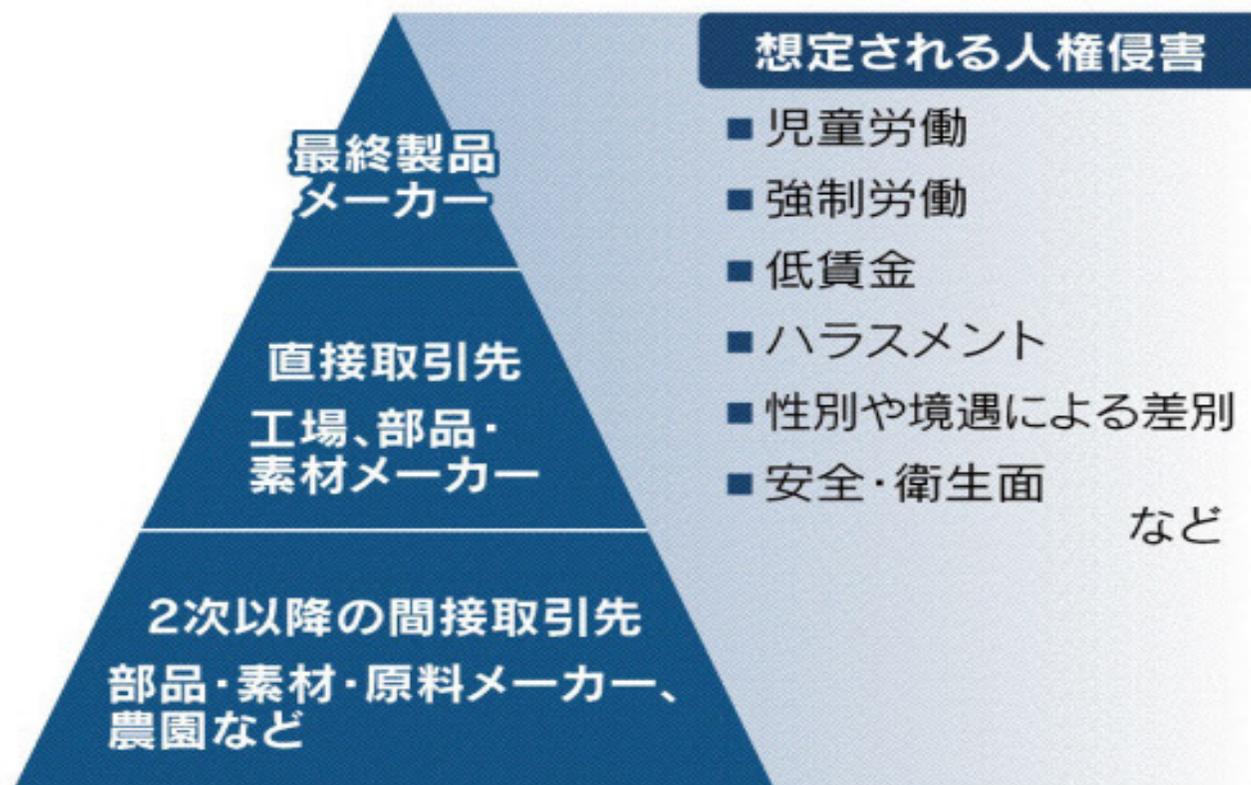
人種、宗教、障害、性的指向、性同一性、民族/出身国を理由に他者に対して敵意や悪意を増幅させることを目的とするロゴ、象徴、画像は、ヘイト表現を伴う画像と見なします。

さらに、ヘイト表現を伴う画像を一方向的に個人に送信するのは、攻撃的な行為に関するポリシー違反となります。

(参照: Twitterサービス利用規約から)

企業が事業活動に伴う人権侵害への対応や予防策を講じる仕組み

人権デューデリジェンスの対象は サプライチェーン全体に広がる



目次

1. ネットの現状と誹謗中傷
2. インターネット上の違法・有害情報対策の取り組み
3. プロバイダ責任制限法・関係ガイドラインについて
4. プライバシー等をめぐる動きなど
- ⇒ 5. SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)について
6. インターネットによる情報発信について
7. ネットに関する相談体制など
8. まとめ・ネット社会の課題

主なSNSの特徴など

	月間アクティブユーザー	ユーザー層	特徴
LINE	8,400万人 (2億人)	全世代が利用 幅広い	<ul style="list-style-type: none">・メッセージとタイムラインの二つ・スタンプが豊富・トークや通話などモバイル中心
Twitter	4,500万人 (3億2600万人)	20代が多い 平均年齢は35歳	<ul style="list-style-type: none">・リアルタイム性・拡散性の期待・ハッシュタグ
Instagram	3,300万人 (10億人以上)	10代と20代で 半数以上	<ul style="list-style-type: none">・写真メイン・アクティブユーザーが多い・ハッシュタグフォロー可能
Facebook	2,600万人 (27億人)	登録者数は 20~40代の男女	<ul style="list-style-type: none">・多彩なコンテンツ・フォーマルな場・ターゲットの制度高い
TikTok	950万人 (8億人)	10代と20代で 半数以上	<ul style="list-style-type: none">・動画メイン(15秒)・コレクション性・画像のアイデア/デザイン性が豊富

(注) 公表されている国内・全世界のユーザー数より作成

参考：なぜ SNSを使うのか

多様化する SNS の利用目的

- ✓ 不特定多数と簡単につながる
- ✓ 好きなときに自由に発信できる
- ✓ 伝えることより つながること
- ✓ 絆が深まった（SNSの利用で）
- ✓ 相手を身近に感じること
- ✓ 非常時の連絡手段としても

（出展 <http://group.dai-ichi-life.co.jp/dlri/ldi/watching/wt1202.pdf>）

※ 一方で、友人がニセ情報をシェア、8割は指摘せず放置 理由は「面倒だから」
人間関係のトラブルや事実確認が面倒。。。 （LINEと博報堂の共同調査より）

参考：無責任なデマの拡散について

無責任なデマの拡散が横行

例えば、殺人容疑で逮捕された容疑者と同姓であっただけで「容疑者の親戚」
だとするその情報がネットで拡散

憶測で誤った情報が流れる怖い時代に

- ✓記事の「ソース」はネット掲示板「5ちゃんねる」の投稿など
- ✓不確かな情報をもとに書き込むケースも
- ✓運営者は、ブログで生計を立てている場合もあり、「注目度が高い事件を記事化するのには好機」との状況が背景に

東京女子大 橋元教授（情報社会心理学）コメント：

真偽不明の情報の多くはまとめサイトを通じて発信され、リツイート（転送）などを通じてSNSで拡散する。

「他人と共有し、確認しようとする心理の表れ」と見ている。

安易なSNSでの拡散が「デマの流布に加担していると心得るべきだ」とし、

「法的責任を問われることもある」と警鐘を鳴らす。

（2021. 5. 27 朝日新聞記事から抜粋）

インターネット上の誹謗中傷(コロナ感染)について

【なぜ誹謗中傷が起きるのか】

○コロナ感染に対する恐怖感

コロナ＝死に対する強烈なインパクト → 恐怖心・差別的感情を抱く

○インターネットの特性（匿名性、いつでも、どこでも、瞬時に発信できる）

○「コロナ感染は自業自得」

（2020.6.29,、読売新聞）

新型コロナウイルスに感染するのは本人が悪い。。。と考えている人の割合が、
日本は欧米に比べて高い（今年3～4月調査結果、大阪大学・三浦教授ほか）

✓ 国内で感染者が非難されたり、差別されたりすることに、こうした意識が関係している可能性が

✓ 日本ではコロナに限らず、本来なら「被害者」のはずの人が
過剰に責められる傾向が強い

※ 書き込み内容によっては、名誉毀損や脅迫罪になる可能性も
一方、悪質ないたずら・冗談で「俺コロナ」は、威力業務妨害罪の可能性も

目次

1. ネットの現状と誹謗中傷
2. インターネット上の違法・有害情報対策の取り組み
3. プロバイダ責任制限法・関係ガイドラインについて
4. プライバシー等をめぐる動きなど
5. SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)について
- ⇒ 6. インターネットによる情報発信について
7. ネットに関する相談体制など
8. まとめ・ネット社会の課題

インターネットの特性について

✓匿名性

IDとパスワードで利用可能、他人になりすましも

✓不特定多数性

見知らぬ者同士が容易に関係を持つことも

✓時間的・地理的な制約はない

瞬時に情報交換が可能で、国境も意味をなさない

✓場所の不要性

物理的な意味での「場所」は不要

✓無痕跡性

物理的な痕跡は残らない

※インターネットは、今までに通用してきた
社会倫理・社会道徳とは異なる

インターネットによる情報発信の注意すべき点

インターネット上の人権侵害を防ぐために

- 他人を誹謗中傷する内容を書き込まない
- 差別的な発言を書き込まない
- 安易にあいまいな情報を書き込まない
- 他人のプライバシーに関わる情報を書き込まない
- 書き込みが不特定多数の人に見られる可能性があるということを意識する。

インターネットに書き込むときに注意したい内容

- 個人情報に関わること
例：住所、家族構成、写真など
- 所属している組織に迷惑となること
例：会社、団体など
- 法律で禁止されていること
例：威力業務妨害、著作権や商標権の侵害、脅迫
冗談でも「〇〇で殺す」などと絶対に書いてはいけない。

差別の解消をめざした法律

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）

平成28年4月1日施行

障害のある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることをめざしています。

本邦外出身者に対する不当な差別的発言の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）

平成28年6月3日施行

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに基本施策を定め、これを推進しようとするものです。

部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）

平成28年12月16日施行

現在もなお部落差別が存在するとともに、インターネットの普及など情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、すべての国民に基本的人権を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的としています。

■法務省の人権擁護機関の取組

法務省の人権擁護機関では、これまでの「外国人の人権」をテーマにした啓発に加え、こうしたヘイトスピーチに焦点を当てた啓発活動に取り組んでいます。具体的には、特定の民族や国籍に属する人々を排斥する差別的言動、例えば

- (1)特定の民族や国籍の人々を、合理的な理由なく、一律に排除・排斥することをあおり立てるもの（「〇〇人は出て行け」、「祖国へ帰れ」など）
- (2)特定の民族や国籍に属する人々に対して危害を加えんとするもの（「〇〇人は殺せ」「〇〇人は海に投げ込め」など）
- (3)特定の国や地域の出身である人を、著しく見下すような内容のもの（特定の国の出身者を、差別的な意味合いで昆虫や動物に例えるものなど）

などは、それを見聞きした方々に、悲しみや恐怖、絶望感などを抱かせるものであり、決してあってはならない。。。

ヘイトスピーチおよび部落差別解消法における地方公共団体の責務

(地方公共団体の責務)

・・・の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の整備／充実)

国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、・・・相談に的確に応じるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

(教育の充実等／教育及び啓発)

国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、・・・教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

法務省ホームページから 同和問題(部落差別)に関する正しい理解を

同和問題（部落差別）とは、日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、日常生活の上で様々な差別を受けるなど、我が国固有の重大な人権問題です。

残念ながら、今なお、こうした人々に対する差別発言、差別待遇等の事案のほか、差別的な内容の文書が送付されたり、インターネット上で差別を助長するような内容の書込みがなされるといった事案が発生しています。

差別や偏見に基づくこうした行為は、他人の人格や尊厳を傷つけるものであり、決して許されないものです。

内閣府「人権擁護に関する世論調査」（平成29年10月調査）から

部落差別等の同和問題に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか？

	複数回答（％）
1. 結婚問題で周囲の反対を受けること	40.1％
2. 差別的な言動をされること	27.9％
3. 身元調査をされること	27.6％
4. 就職・職場で不利な扱いを受けること	23.5％
5. インターネットを利用して差別的な情報が掲載されること	18.7％
6. えせ同和行為がなされること	16.0％

（以下、省略）

インターネット上の人権侵害の調査救済

インターネットの書き込みによる人権侵害について

インターネットの書き込みにより、人権侵害の被害にあわれた場合

まず、最寄りの法務局へ人権相談を

名誉毀損罪等により犯人の処罰を希望される場合

最寄りの警察署、各都道府県警本部の
サイバー犯罪相談窓口等をご案内します

書き込みの削除を希望される場合

法務局職員又は人権擁護委員が
詳しくお話をおうかがいします

相談者ご自身で削除依頼をされる場合

プロバイダ等への削除依頼等の
具体的方法を助言します

相談者ご自身で削除依頼をすることが困難である場合 又は 相談者ご自身で削除依頼をしたが応じてもらえなかった場合

法務局において、当該書き込みの違法性を判断した上で、プロバイダ等へ削除要請をします
(ただし、強制力を伴わない任意の措置にとどまります)

法務局の削除要請にも応じてもらえなかった場合

裁判所に削除の仮処分命令の申立てをする方法をご案内します

(法務局が申立てを代行することはできません。相談者ご自身で申立てをするのが困難であれば、弁護士等に相談していただくことが考えられます。資力の乏しい方は、日本司法支援センター(法テラス)の民事法律扶助(弁護士等による無料法律相談や弁護士費用等の立替え)をご利用いただくことができます。)

インターネット上の書き込みへの対処

【依命通知】

インターネット上の同和地区に関する識別情報の摘示事案の立件及び処理について
(平成30年12月27日付け)

処理要領の運用の見直し

《インターネット上の人権侵害情報による人権侵犯事件に関する処理要領》(抜粋)

第1 インターネット上の人権侵害情報による人権侵犯事件

4 識別情報の摘示

人種、民族、信条、性別、社会的身分、門地、障害、疾病又は性的指向についての共通の属性を有する不特定多数の者に対して当該属性を理由として政治的、経済的又は社会的関係における**不当な差別的取扱いをすることを助長し、又は誘発する目的**で、当該不特定多数の者が当該属性を有することを容易に識別することを可能とする情報をインターネット上に流通させる場合をいう

【問題の所在】

特定の地域が同和地区である、又はあったと指摘する情報の中には、差別解消目的を標榜し、紀行文の体裁をとっているものもあるところ、従前、この種の情報については、**助長誘発目的**が必ずしも明らかでないとして、削除要請等の措置の対象としないことが多かったと思われる

【部落差別の特殊性】

部落差別は、その他の属性に基づく差別とは異なり、**差別を行うこと自体を目的として政策的・人為的に創出したものである**であって、**本来的にあるべからざる属性に基づく差別**である。また、このような不当な差別の対象とされる人々が集住させられた地域であるかつての同和地区は、差別の対象を画定するための地域概念とされてきたものである

特定の地域が同和地区である、又はあったと指摘する情報を公にすることは、その行為が助長誘発目的に基づくものであるか否かにかかわらず、また、当該地域がかつての同和地区であったか否かにかかわらず、人権擁護上許容し得ないものであり、その点で、他の識別情報と性質を異にするものである。したがって、「○○地区は同和地区であった(ある)。」などと指摘する識別情報の摘示は、原則として削除要請等の措置の対象とすべきである。

部落差別の実態に係る調査結果報告書(法務省人権擁護局)から (1)

第4章 インターネット上の部落差別の実態に係る調査

調査の概要

1 部落差別関連ウェブページの抽出・分類

(1) キーワードによる検索

①検索キーワード1 「部落」又は「同和」

②検索キーワード2 「住所」、「所在地」、「地区」、「地域」、「地名」、「どこ」、「引越し」、「氏」、「名字」、「姓」、「戸籍」、「本籍」、「出身」、「職業」、「結婚」、「民」、「有名人」、「差別」、「事件」、「治安」、「近親結婚」、「障害」、「えた」、「非人」、「怖い」

(2) 内容累計ごとの分類

① 識別情報の摘示

② 特定個人に対する誹謗中傷

③ 不特定者に対する誹謗中傷

④ ①ないし③のいずれにも該当するとは認め難いもの

(3) 掲載類型ごとの分類(8種類)

掲示板、ブログ、Q&Aサイト、SNS、Wikiサイト、まとめサイト、検索サイト、その他

(法務省ホームページ [001327359.pdf \(moj.go.jp\)](https://www.moj.go.jp/001327359.pdf))

部落差別の実態に係る調査結果報告書(法務省人権擁護局)から (2)

第4章 インターネット上の部落差別の実態に係る調査

部落差別関連ウェブページについて

識別情報の摘示に該当するウェブページは、特定のウェブサイト集中している傾向が認められる。

具体的には、全国の「部落」の一覧であるとして具体的な地名を掲載しているウェブサイト構成するもの、「部落」を訪問したとして具体的な地名をあげて風景写真等を掲載しているもの等

調査結果のまとめ

- 識別情報の摘示、特定個人に対する誹謗中傷、不特定者に対する誹謗中傷のいずれについても一定数のウェブページが見られる。
- 識別情報の摘示に該当するウェブページと不特定者に対する誹謗中傷に該当するウェブページは、特定のウェブサイト構成するものが多数を占め、一部のウェブサイト集中している傾向が認められた。
- 部落差別に関するウェブサイトの閲覧の動機として、差別的な意図をもって閲覧しているとうかがわれる者が一定数見られた。

社員がSNS等を利用する際の注意点

個人としてSNS等を利用する場合

- ・個人の不用意な発言により、他の利用者から集中的な非難などを浴びることもある。
- ・影響は所属する企業・組織にまで及び、ブランドイメージを損なうリスクもあるため、発言には十分に留意する必要がある。

業務でSNS等を使用した情報発信を行う場合

企業・組織の情報セキュリティポリシーに従い、以下に注意する必要がある。

- ・企業のブランドイメージを損なう発言をしない。
- ・第三者にアカウントを乗っ取られないよう、IDやパスワードなどを適切に管理する。
- ・利用するサービスの規約を遵守する。
- ・メンテナンスなどでサービスが利用できない場合の運用を決めておく。

- ※ 企業・組織の公式アカウントを担当している利用者は、よりいっそうの注意が必要。公式アカウントでの投稿は、企業・組織を代表するものと受け取られる。また、アカウントの管理が不十分なために不正行為による被害があった場合は、企業・組織のブランドイメージを大きく損なう可能性がある。

(総務省 国民のための情報セキュリティサイトから作成)

企業のネット利用に際して特に注意すべき事項

特に注意すべき点：

- ✓ 同和問題など人権侵害は非常にセンシティブな情報であり、取り扱いには細心の注意が必要
- ✓ ネットで人権侵害等を取り上げることで問題を大きくする恐れもあり、場合によっては静観することも必要
- ✓ 個別事案の人権侵害案件に関しては、ネットでの対応は控えたほうがよいケースも

インターネット・SNSは

- ・いろいろな人が見ている（さまざまな考えを持っている人も）
- ・特に検索機能を使えば、簡単に書き込みを探すことが可能
- ・問題の書き込みや偽情報・憶測情報も、短時間で拡散されてしまう
（安易な「いいね」なども 問題ではあるが）
- ・ネットの匿名性を悪用して、部落差別などの書き込みも横行している

。。。。。

ネット利用における組織としての考慮点など

ネットの利用は、さらに加速され、今後はビジネスのあらゆる面でネットの利用が拡大され、AI等の活用も想定される

- ✓ ネット利用に関する手引き・注意点の作成、および社員・職員向け研修
- ✓ トラブル時の運用手順の作成、および周知
- ✓ 組織としてのコンプライアンスの作成、および周知
- ✓ 場合によっては、全体(関係団体合同?)でネットの監視を実施することも
問題の書き込み等があった場合は、関連の事業者に連絡
→ 速やかな対策を講じることで、ブランドイメージを大きく損なわない対応

目次

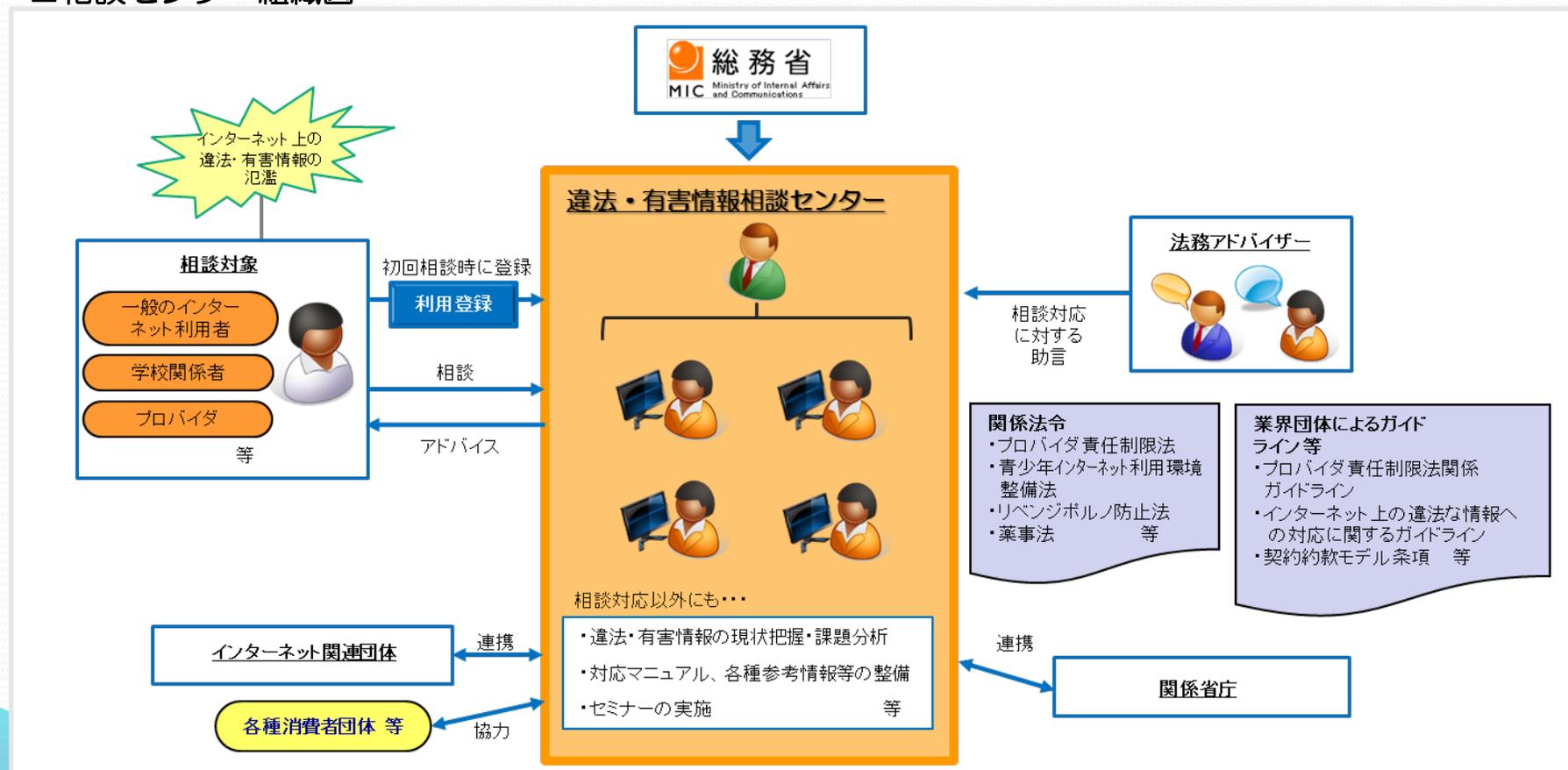
1. ネットの現状と誹謗中傷
2. インターネット上の違法・有害情報対策の取り組み
3. プロバイダ責任制限法・関係ガイドラインについて
4. プライバシー等をめぐる動きなど
5. SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)について
6. インターネットによる情報発信について
- ⇒ 7. ネットに関する相談体制など
8. まとめ・ネット社会の課題

違法・有害情報相談センターについて

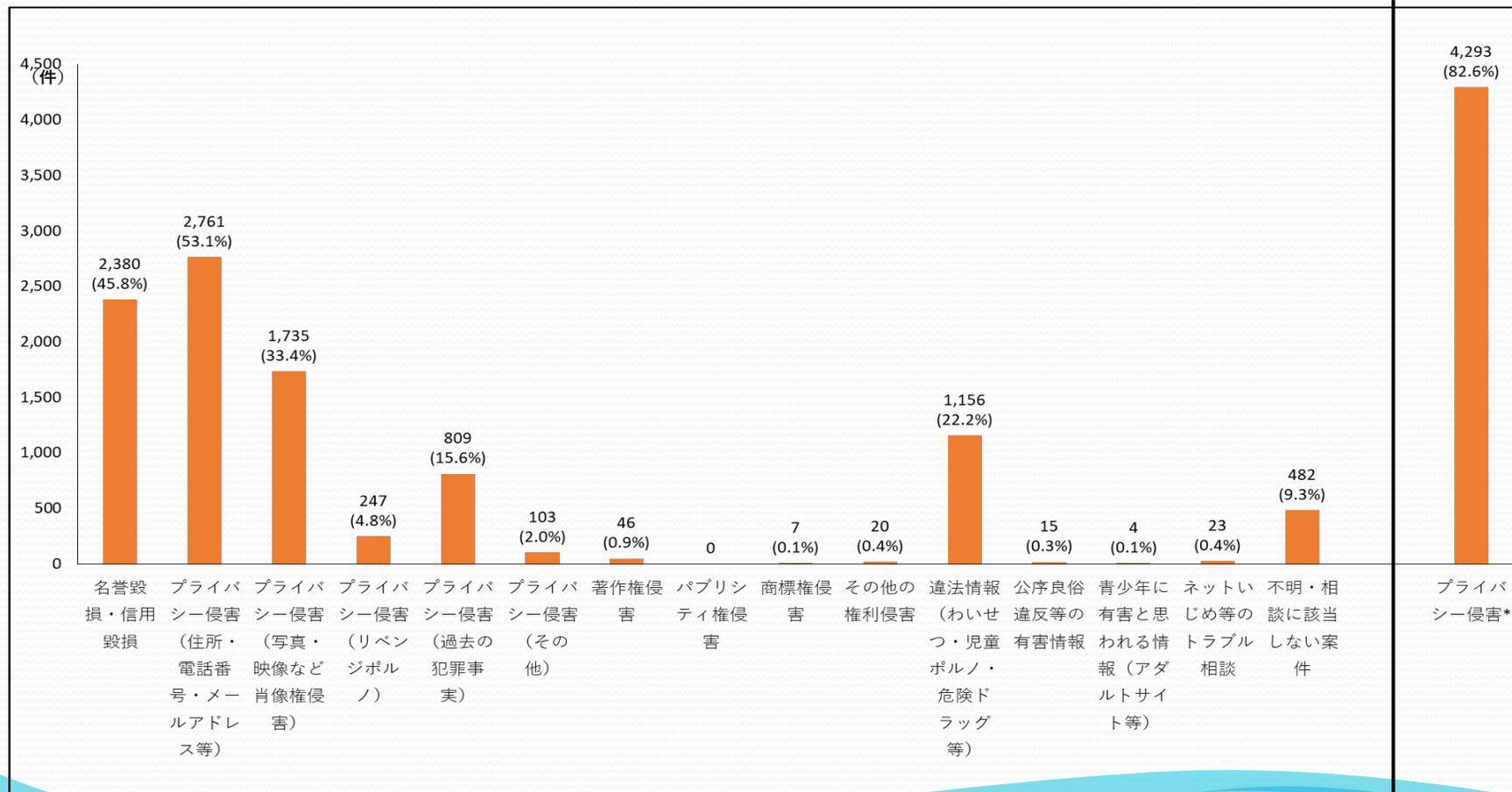
インターネット上では、著作権侵害や名誉毀損を始めとする権利侵害等の違法・有害情報が広く流通して、社会問題となっている。違法・有害情報相談センターはこれらの違法・有害情報に対し適切な対応を促進する目的で関係者等からの相談を受け付け、対応に関するアドバイスや関連の情報提供を行う窓口です。

(総務省支援事業)

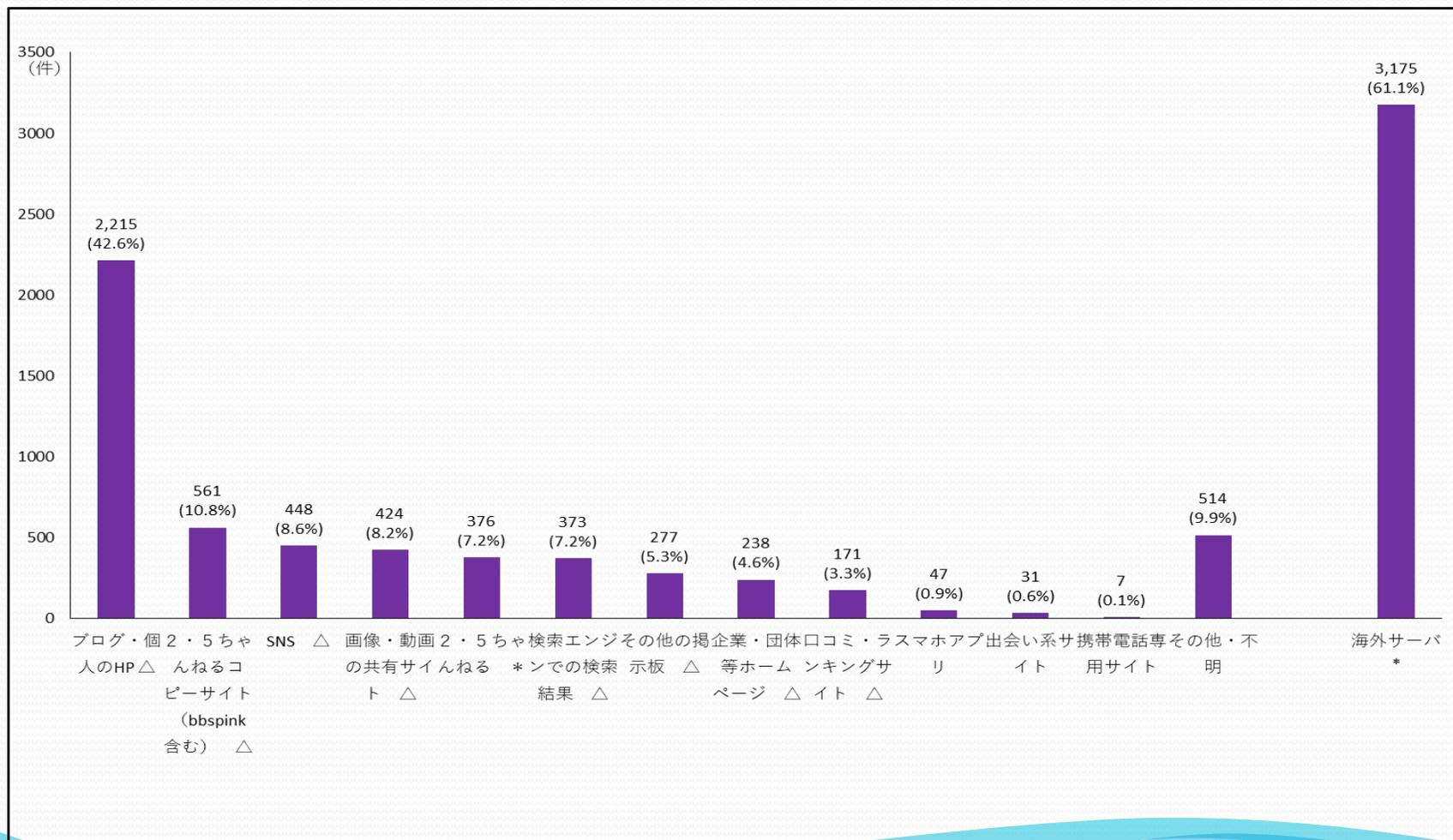
■相談センター組織図



- 氏名、住所などを無断で公開された
- 過去の犯罪事実がネット上に残っているので削除した。
- 誹謗中傷を書き込んだ人を特定したい。 など



海外サイトに関する相談が約6割を占める



センターへ相談が寄せられた主な人権侵害案件

- ある地域を同和地区だと特定する情報がネット上に公開されている
- 口コミサイトに特定の地域を挙げ、同和地区であるため、住むのは避けた方がよいと書き込まれている
- SNSである地域を同和地区だと特定し、住民に対して「カス」「ゴミ」といった誹謗中傷が書き込まれている
- 本人が公開していないにも関わらず、その人が同和地区出身者と分かる情報がネット上に公開されている
- 本邦外出身者であることについて掲示板で誹謗中傷された
- 命名サイトにて帰化した人の人命情報が地域名と共に記載されている（「帰化」海外からの帰化者の氏名をさらす）

目次

1. ネットの現状と誹謗中傷
2. インターネット上の違法・有害情報対策の取り組み
3. プロバイダ責任制限法・関係ガイドラインについて
4. プライバシー等をめぐる動きなど
5. SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)について
6. インターネットによる情報発信について
7. ネットに関する相談体制など

⇒ 8. まとめ・ネット社会の課題

- インターネットは、悪事をたくらむ者たちにとっても便利なツール
- インターネットが関係する犯罪は急激に増加
- 被害者の顔が見えないため罪悪感を抱かない
- また、匿名性が高いので「ばれない」と思い込む
- 一般の人たちは、会ったこともない相手を信用してしまうことも

**結果として、誹謗中傷や人権侵害なども増加
ネットの普及は犯罪を行う敷居を低くした**

ネット上で問題となる書き込みが行われた時には。。。

○ネット上でプライバシー侵害・名誉毀損などの被害に

- プロバイダ責任制限法※、および関係ガイドラインをふまえた書き込み情報の削除／発信者情報開示請求 が可能

※プロバイダ責任制限法とは、インターネット上で名誉毀損や著作権侵害などの問題が生じた際の、プロバイダや掲示板管理者に問われる責任を規定した法律

○ネット上にわいせつ情報などの違法情報が書き込まれた

- プロバイダ等に違法情報の削除を求めることが可能
(「違法情報への対応ガイドライン」にもとづく対応)

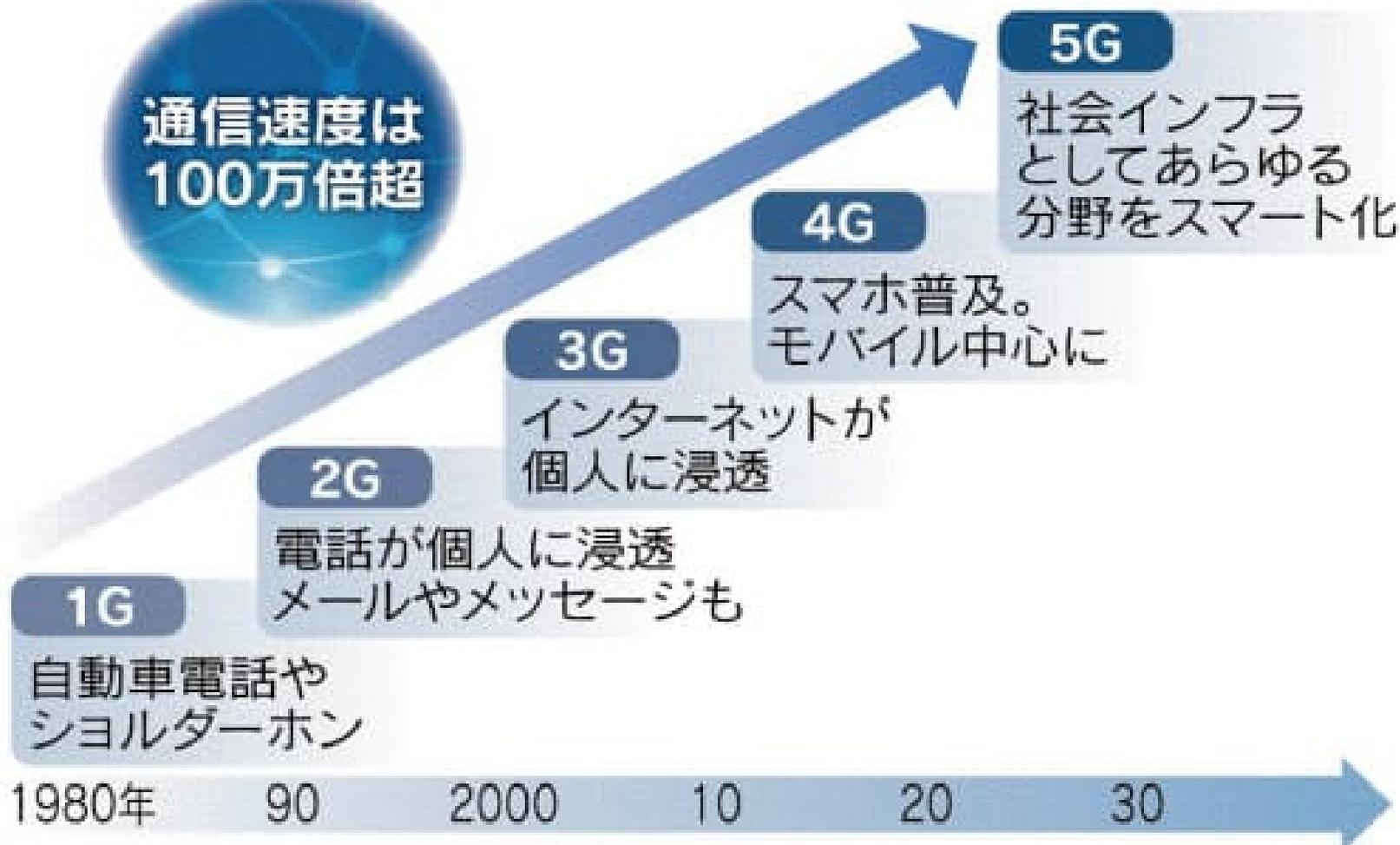
○ネット上に誹謗中傷などの書き込みが行われた

- プロバイダ等に書かれた情報の削除を求めることが可能
(事業者の「契約約款」にもとづく対応)

携帯電話・スマートフォンの進化

携帯電話は10年ごとに進化

通信速度は
100万倍超



参考： X世代、Y世代、Z世代とは

X世代、Y世代、Z世代とは

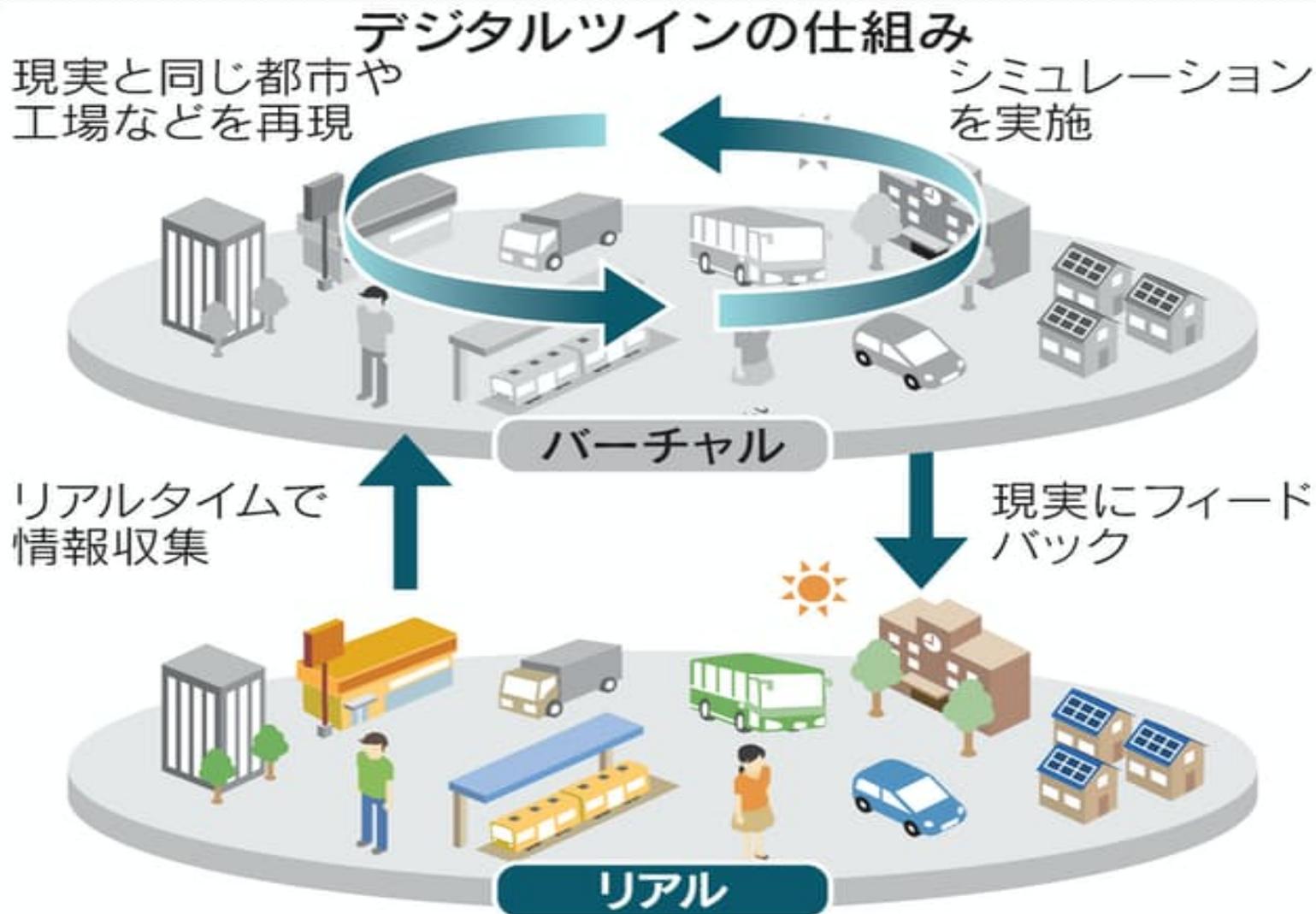
Traditionalist(伝統主義者世代)	=	1928－45年ごろの生まれ
Baby boomers(ベビーブーム世代)	=	1945－64年ごろの生まれ
Generation X(X世代)	=	1965－80年ごろの生まれ
Generation Y(Y世代)	=	1980－95年ごろの生まれ
Generation Z(Z世代)	=	1995年以降の生まれ

(注) 最初のXは、(当時の人達にとって) 未知の新しい世代という意味で使った。
X世代に続く形で、Y世代、Z世代が登場。

また、Y世代はMillennial Generation (ミレニアル世代) とも呼び、インターネットが急速に普及し、それまでの世代に比べてデジタル化に慣れ親しんだ価値観やライフスタイルを持つ世代と言える。

※ 生まれたときからインターネットが身近にある、おおむね1990年以降に生まれた世代を「デジタルネイティブ」と呼ぶことも多い。

参考： デジタルツイン 現実空間、仮想上に再現 (2021. 7. 9 日本経済新聞)



(最後に) ネット社会の課題

ネット社会の進展は、さらに加速している

ネット社会の課題として

個人情報への漏えい／ネット上の誹謗・中傷、人権侵害／
SNSの炎上／フェイクニュースの氾濫／
ネットを使った犯罪／サイバー戦争．．．

そして、情報の偏りも

好きなものだけ／自分の好みに合うものだけ見たがる／
同じ価値観の人と群れたがる／
他者に対する無理解・不寛容を招く可能性も

ネット社会（情報化社会）の在り方が問われている